

○岡山県警察入札・契約調査委員会事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 10 月 9 日岡会第 529 号警察本部長例規)

**改正** 平成 28 年 2 月 10 日岡会第 52 号 令和 2 年 3 月 30 日岡務第 302 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 5 年 9 月 26 日岡会第 427 号

令和 7 年 3 月 14 日岡務第 243 号 令和 7 年 3 月 28 日岡会第 180 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察入札・契約調査委員会事務取扱要領を制定し、本日から施行することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、岡山県警察指名競争入札指名委員会事務取扱要領の制定について(通達)(平成 14 年 8 月 1 日岡会第 354 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察入札・契約調査委員会事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、岡山県警察入札・契約調査委員会(以下「入札等調査委員会」という。)の組織、審議事項その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 設置

入札等調査委員会は、岡山県警察が発注する建設工事(以下「工事」という。)、物品の調達(物品の売買、修繕及び賃借並びに印刷の請負をいう。以下同じ。 )又はその他業務委託等(以下「業務委託」という。)に係る一般競争入札(条件付を含む。 )、指名競争入札及び随意契約に関する審議を行うために設置するものとする。

第 3 組織等

- (1) 入札等調査委員会は、別表第 1 に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、(1)の規定にかかわらず、別表第 1 に掲げる者以外の者を委員とすることができる。
- (3) 委員長は、入札等調査委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理することができる。
- (5) 委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

第 4 会議の運営

- (1) 入札等調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

- (2) 入札等調査委員会は、委員長及び委員(第3(5)の規定により代理出席した者を含む。)の過半数が出席することにより成立するものとする。
- (3) 入札等調査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 入札等調査委員会の会議は、非公開とする。
- (5) 委員長は、入札等調査委員会を招集するいとまのないときは、(1)から(3)までの規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により議決することができる。
- (6) 委員長は、必要があると認めるときは、審議の対象となる工事、物品の調達及び業務委託に係る職員に対し、会議への出席を求め意見を聴くことができる。

#### 第5 入札参加資格等調整者

入札等調査委員会において審議する事項の調整を行うため、警察本部及び警察署に事項調整者(以下「調整者」という。)を置き、別表第2に定める者をもって充てる。

#### 第6 審議事項

入札等調査委員会は、次に掲げる事項を審議する。ただし、業務委託における契約の相手方の募集(以下「公募」という。)結果に基づき、一般競争入札(条件付に限る。)又は随意契約を行うときは、(4)を審議することをもって、(1)及び(3)の審議がなされたものとみなす。

- (1) 一般競争入札(条件付を含む。)において設定する入札参加資格要件及び工事における一般競争入札(条件付を含む。)の公告内容
- (2) 指名競争入札の入札指名に関する事項
- (3) 予定価格が次に掲げる契約の種類ごとに定める額を超えるものについて、随意契約とする理由及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の該当条項並びに見積徴取先の選定理由(特命随意契約にあつては、特定の者に限られる具体的な理由)
  - ア 工事 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)別表第6の一の項に定める額
  - イ 業務委託 岡山県財務規則別表第6の六の項に定める額
- (4) 公募において設定する応募資格要件及び公募の公告内容
- (5) その他委員長が必要と認める事項

#### 第7 付議手続等

- 1 調整者は、入札参加資格等を入札等調査委員会の審議に付するときは、第6(1)から(4)までに掲げる事項ごとに、次に掲げる様式を作成するものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りではない。
  - (1) 第6(1)の事項 入札参加資格要件調査書(様式第1号)
  - (2) 第6(2)の事項 入札指名候補者名簿(様式第2号)
  - (3) 第6(3)の事項 随意契約調査書(様式第3号)
  - (4) 第6(4)の事項 公募応募資格要件調査書(様式第4号)

2 入札等調査委員会委員長は、1 の規定により付議され、審議した結果について、1(1) から(4)までに掲げる事項ごとに、調整者に対し次に掲げる様式により回答するものとする。

(1) 1(1)の事項 入札参加資格要件調査回答書(様式第5号)

(2) 1(2)の事項 入札参加者回答書(様式第6号)

(3) 1(3)の事項 随意契約回答書(様式第7号)

(4) 1(4)の事項 公募応募資格要件調査回答書(様式第8号)

## 第8 文書の保存

第7の規定により作成した入札参加資格要件調査書、入札指名候補者名簿、随意契約調査書及び公募応募資格要件調査書は入札等調査委員会の庶務において、入札参加資格要件調査回答書、入札参加者回答書、随意契約回答書及び公募応募資格要件調査回答書は実施する事業を担当する所属において、岡山県財務規則の規定に基づき、それぞれ保存するものとする。

## 第9 庶務

入札等調査委員会の庶務は、警察本部においては警務部会計課が、警察署においては会計課又は総務会計課が、それぞれ処理するものとする。

## 別表第1

| 区分        | 委員長      | 委員                       |                                                                                                    |
|-----------|----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察本部に係る契約 | 警務部総務統括官 | 交通安全施設関係の工事又はこれに係る業務委託契約 | 警務部会計課長<br>警務部会計監査官<br>刑事部組織犯罪対策第一課長<br>交通部交通規制課長                                                  |
|           |          | 施設関係の工事又はこれに係る業務委託契約     | 警務部会計課長<br>警務部会計監査官<br>警務部会計課施設室長<br>地域部地域課長(交番・駐在所に関するものに限る。)<br>刑事部組織犯罪対策第一課長<br>実施する事業を担当する所属の長 |
|           |          | 上記以外の工事又は工事に係る業務委託契約     | 警務部会計課長<br>警務部会計監査官<br>刑事部組織犯罪対策第一課長<br>実施する事業を担当する所属の長                                            |
|           |          | システム開発等に係る業務委託契約         | 警務部会計課長<br>警務部会計監査官<br>警務部情報管理課長<br>刑事部組織犯罪対策第一課長<br>実施する事業を担当する所属の長                               |

|          |      |                                                                                                        |                                                         |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|          |      |                                                                                                        | 長                                                       |
|          |      | 上記以外の契約                                                                                                | 警務部会計課長<br>警務部会計監査官<br>刑事部組織犯罪対策第一課長<br>実施する事業を担当する所属の長 |
| 警察署に係る契約 | 警察署長 | 副署長<br>副署長(行政職)(二人副署長制度を導入している警察署に限る。)<br>会計課長又は総務会計課長<br>刑事第二課長、刑事課長又は生活安全刑事課長<br>交通第一課長、交通課長又は地域交通課長 |                                                         |

別表第 2

| 区分   | 調整者              | 審議事項の種別                                                                                |
|------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察本部 | 警務部会計課長          | 工事並びに工事に係る測量及び建設コンサルタント業務における一般競争入札(条件付を含む。)において設定する入札参加資格要件及び公告内容並びに指名競争入札の入札指名に関する事項 |
|      | 実施する事業を担当する所属の長  | 第 6(1)から(4)までに掲げる事項のうち、警務部会計課長を調整者とする事項を除いた事項                                          |
| 警察署  | 副署長(行政職)又は総務会計課長 | 第 6(1)から(4)までに掲げる事項                                                                    |

様式第 1 号

入札参加資格要件調査書  
[別紙参照]

様式第 2 号

入札指名候補者名簿  
[別紙参照]

様式第 3 号

随意契約調査書  
[別紙参照]

様式第 4 号

公募応募資格要件調査書

[別紙参照]

様式第 5 号

入札参加資格要件調査回答書

[別紙参照]

様式第 6 号

入札参加者回答書

[別紙参照]

様式第 7 号

随意契約回答書

[別紙参照]

様式第 8 号

公募応募資格要件回答書

[別紙参照]